

令和 7 年 4 月 1 日 策定
令和 7 年 4 月 21 日 改訂
令和 8 年 4 月 1 日 改訂
令和 8 年 9 月 28 日 改訂

令和 8 年度高知県トラック物流効率化支援事業費補助金公募要領（第 4 版）

1. 事業の目的

物価高騰やトラックドライバーの労働時間規制等の運輸業を取り巻く経営環境の変化を踏まえ、輸送の効率化による収益体質の改善や生産性の向上を通じ、将来を見据えた本県の物流体制の維持・確保に向けて、運送事業者が講ずる物流効率化の取組を支援します。

2. 補助対象事業者

下記 1 又は 2 に該当する事業者の取組を支援します。

1. トラック事業者 令和 8 年 4 月 1 日時点で県内に本店を有する一般貨物自動車運送事業者（いわゆる霊柩事業のみを営む者を除く。）又は特定貨物自動車運送事業者をいう。

2. 荷主事業者 令和 8 年 4 月 1 日時点で県内に本店を有し、トラック事業者（この場合は県外に本店を有する者を含む）が行う輸送において貨物を引き渡す者（発荷主）、貨物を受け取る者（着荷主）をいう。

3. 上記 1 又は 2 に該当する事業者でも、以下の①～③に該当する場合は補助対象者とはなりません。

- ①別添 1 に掲げるいずれかに該当する者。また、該当する者がその経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人である場合。
- ②県税及び県に対する税外未収金を滞納している者。（徴収の猶予が認められている場合を除く。）
- ③その他、公的な支援を行うことが適当でないと社会通念上認められる者。

3. 補助対象事業

1. 物価高騰対策事業

【補助対象経費】

- ・ 燃費向上に資する新車（エコカー、低燃費車両）の購入

＜エコカー、低燃費車両＞

国土交通省が定める燃費の基準値をクリアした自動車。

具体的には、「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（省エネ法）」に基づく燃費基準（トップランナー基準）を早期達成している自動車。

【基礎要件】

- ・令和8年度中に賃上げを実施し、給与支給総額を賃上げ前決算比で+1.5%以上にすること。なお、+3.6%以上にすることで、賃上げ加算により補助額が増額となります。

【補助事業者】

- ・県内に本店を有する一般貨物自動車運送事業者（いわゆる霊柩事業のみを営む者を除く。）又は特定貨物自動車運送事業者

【補助率】

- ・定額

【補助額】

- ・下表のとおり

賃金上昇率	車両サイズ※
ア. 3.6%以上	・大型トラック 330 万円 ・中型トラック 165 万円 ・小型トラック 100 万円
イ. 1.5%以上 3.6%未満	・大型トラック 250 万円 ・中型トラック 125 万円 ・小型トラック 75 万円

※車両サイズ（「一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃について」に準拠）

大型トラック(10 t クラス)：中型車（4 t クラス）を超える車両（トレーラー（20 t クラス）を除く。）

中型トラック(4 t クラス)：最大積載量 2 トン超かつ車両総重量 11 トン未満の車両

小型トラック(2 t クラス)：最大積載量 2 トン以下の車両

2. 輸送効率化関連事業

【補助対象経費】

- ・荷役作業の効率化機器等の導入

例：荷役作業の効率化に直接資するフォークリフト、車両クレーン、コンテナ脱着装置、林業用グラブプル、ラッチアームパケットなど。なお、パレットについては、購入するフォークリフト等とのセットのものに限り認める。

<注意事項>

- ・新規導入、追加導入、機能増強による性能の向上性能増強に限ります。いわゆる入れ替えは対象としません。

【基礎要件】

- ・令和8年度中に輸送効率化関連事業を活用して輸送の効率化を実施すること。

【補助事業者】

- ・トラック事業者、荷主事業者

【補助率】

- ・2／3以内

【補助額】

- ・上限額 300 万円以内
- ・下限額 25 万円

4. 事業期間

補助事業の事業期間は、交付決定の日から令和9年2月28日までとします。

補助対象事業が令和9年2月28日までに完了しない場合は、その事実が明らかになった時点で速やかに県へ相談し、その判断に従うこととしてください。

5. 国等補助との併用

国補助及びその他の補助（国等補助）との併用を可能としています。国等補助を併用している場合は、補助金交付申請書の収支予算書及び実績報告書の収支決算書においてその金額を明記してください。ただし、高知県運輸事業振興費補助金による助成（高知県トラック協会助成事業の一部）との併用はできませんので、留意してください。

県補助と国等補助の交付決定額の総額が、事業費の総額を超えることはできません。国等補助については、他補助金との併用を認めていない場合もあるので、注意してください。

例1. 物価高騰対策事業の場合

1－1：車両価格 2,000 万円の大型トラックを国等補助なしで購入（賃金上昇率 3.6%）

県補助（定額 330 万円） 330 万円	事業者（借入金含） 1,670 万円
-----------------------	--------------------

1－2：車両価格 2,000 万円の大型トラックを国等補助（定額）と併用で購入（賃金上昇率 3.6%）

国等補助（定額 100 万円） 100 万円	県補助（定額 330 万円） 330 万円	事業者（借入金含） 1,570 万円
---------------------------	--------------------------	-----------------------

1－3：車両価格 2,000 万円の大型トラックを国等補助なしで購入（賃金上昇率 1.5%）

県補助（定額 250 万円） 250 万円	事業者（借入金含） 1,750 万円
-----------------------	--------------------

1－4：車両価格 2,000 万円の大型トラックを国等補助（定額）と併用で購入（賃金上昇率 1.5%）

国等補助（定額 100 万円） 100 万円	県補助（定額 250 万円） 250 万円	事業者（借入金含） 1,650 万円
---------------------------	--------------------------	-----------------------

1－5：車両価格 1,500 万円の中型トラックを国等補助なしで購入（貸金上昇率 3.6%）

県補助（定額 165 万円） 165 万円	事業者（借入金含） 1,335 万円
-----------------------	--------------------

1－6：車両価格 1,500 万円の中型トラックを国等補助なしで購入（貸金上昇率 1.5%）

県補助（定額 125 万円） 125 万円	事業者（借入金含） 1,375 万円
-----------------------	--------------------

1－7：車両価格 1,000 万円の小型トラックを国等補助なしで購入（貸金上昇率 3.6%）

県補助（定額 100 万円） 100 万円	事業者（借入金含） 900 万円
-----------------------	------------------

1－8：車両価格 1,000 万円の小型トラックを国等補助なし（貸金上昇率 1.5%）で購入

県補助（定額 75 万円） 75 万円	事業者（借入金含） 925 万円
---------------------	------------------

例 2. 輸送効率化関連事業の場合

2－1：車両価格 300 万円のフォークリフトを国等補助なしで購入

県補助（2/3 上限 300 万円） 200 万円	事業者（借入金含） 100 万円
---------------------------	------------------

2－2：車両価格 300 万円のフォークリフトを国等補助（1/2）と併用で購入

国等補助 （1/2 上限 100 万円） 100 万円	県補助 （2/3 上限 300 万円） 133 万円	事業者（借入金含） 67 万円
-----------------------------------	----------------------------------	-----------------

※事業費総額 300 万円－国等補助 100 万円＝200 万円を補助対象経費とする。
（県補助額は 200 万円×2/3＝133 万円）

6. 申請手続

（1）提出書類

以下の書類をご提出ください。なお、申請書類への押印は不要です。

1. 物価高騰対策事業

	必要書類	備 考
① 補助金交付申請書	・別記第 1 号様式 ・別添 1～3	
② 賃上げに関する誓約書	・別紙 1	
③ 税外未収金債務に関する誓約書兼同意書	・別紙 2	

④添付資料	・事業内容と金額の根拠が確認できる資料（見積書、カタログ等）	・1件あたり30万円（税込）を超えるものについては、2者以上の同一機種の見積りが必要です。
	・県税の納税証明書（徴収猶予を受けている場合も提出）	・申請日から3か月以内に発行されたものを提出してください。
	・その他、事務局が必要に応じて求める書類	
⑤賃上げを確認するための書類	賃上げ状況報告書（別記第5号様式）	・交付決定を受けた事業者のみ提出してください。 ・添付書類として、従業員及び役員リスト（別記第5号様式別紙）と賃上げ前決算書を提出してください。

2. 輸送効率化関連事業

	必要書類	備 考
①補助金交付申請書	・別記第1号様式 ・別添1～3	
②添付資料	・事業内容と金額の根拠が確認できる資料（見積書、カタログ等）	・1件あたり30万円（税込）を超えるものについては、2者以上の同一機種の見積りが必要です。
	・県税の納税証明書（徴収猶予を受けている場合も提出）	・申請日から3か月以内に発行されたものを提出してください。
	・税外未収金債務に関する誓約書兼同意書（別紙3）	
	・その他、事務局が必要に応じて求める書類	

(2) 申請書提出先、お問い合わせ先

	トラック事業者 ※高知県トラック協会会員	トラック事業者 ※会員外
提出先	〒781-8016 高知市南ノ丸町 5-17 (一社)高知県トラック協会	〒780-0850 高知市丸ノ内 1 丁目 2-20 高知県総合企画部交通運輸政策課
お問い合わせ先	高知県総合企画部交通運輸政策課 物流担当 Tel.088-823-9734 Mail.080801@ken.pref.kochi.lg.jp	
提出方法	①上記アドレスへメール(PDF)または②郵送 ・なお、手続きの簡素化及び迅速化のため、可能な限り、本方法により提出してください。 ・また、標題(件名)の文頭に【トラック物流効率化補助金】と記載してください。	
その他	内容審査や交付決定にあたって、事業内容に関する確認等を行うため、事務局から連絡をさせていただく場合があります。申請書の連絡先(電話番号)は、必ず連絡がとれる番号を記載してください。	

7. 申請にあたっての注意事項

- (1) 補助対象経費は、補助事業の目的に沿っていることが確認できるもので、かつ、支払を証明する書類によってその金額等が確認できるものとします。
事業計画に対して、過度な経費が見込まれているとき、金額の妥当性について十分な根拠が示されていない経費があるとき、その他本事業の目的に対して不適当と考えられる経費が見込まれているときは、交付決定の手続きに際して、補助対象経費の見直しを求めます。
- (2) 対象経費の発注先の選定にあたっては、2 者以上から同一機種の見積もりを取り、最低価格を提示した者を選定してください。
※相見積もりを取ることができない場合は、その理由を明らかにした理由書(任意様式)提出していただきますが、理由が不明あるいは合理的でない場合は補助対象となりませんのでご注意ください。
- (3) 経費の支払方法等については、以下のとおりとします。補助対象経費以外との混合払いは、原則行わないようにしてください。
 - ①支払方法は銀行振込としてください。
 - ②クレジットカードによる支払は不可となります。
 - ③自社振出・他社振出に関わらず、小切手・手形による支払は対象外です。
 - ④他の取引との相殺(売掛金と買掛金の相殺等)は対象外です。
 - ⑤外国通貨の場合は、申請時の公表仲値で円換算を行ってください。
- (4) 各種キャンセルに係る取引手数料、振込手数料(相手方負担の場合を含む)、消費税等、本補助金の申請等に係る費用は補助対象外とします。

- (5) 補助事業実施のために資金の借入を予定している場合は、申請前に借入について金融機関等にご相談ください。

8. 計画の変更等

(1) 補助事業の内容変更

- ・ 交付決定を受けた補助事業の変更（内容や実施場所、経費の配分、対象経費の減額等）を行う場合は、必ず事前に（発注・契約前に）事務局にご相談ください。「変更申請書（別記第2号様式）」を提出し、承認を受ける必要があります。
- ・ 交付決定を受けた後、変更承認を受けずに発注・契約内容の変更を行った経費については、補助対象とならない場合がありますのでご注意ください。

(2) 補助事業の中止・廃止

- ・ やむを得ない事情等により補助事業の実施を断念せざるを得ない場合には、必ず事前に「中止・廃止申請書（別記第3号様式）」を提出し、承認を受ける必要があります。
- ・ 中止・廃止をしなければならなくなった場合は、まずは速やかに事務局までご連絡ください。

9. 実績報告

(1) 提出期限

補助事業を完了した日から起算して 30 日を経過した日又は令和9年2月28日のいずれか早い日となります。

(2) 提出書類

- ① 実績報告書（別記第4号様式、別添1～3）
- ② 事業実施を確認できる書類（発注書（注文書）又は契約書の写し、納品書、請求書、銀行振込依頼書等）
- ③ 実施内容が分かる写真等
- ④ 賃上げ完了報告書（別記第5号様式）及び従業員及び役員リスト（別記第5号様式別紙）、賃上げ後決算書
- ⑤ 取得財産等管理台帳（別記第8号様式）
- ⑥ 補助金振込先の通帳の表紙及び表紙裏の見開きの写し

(3) 留意点

- ・ 補助事業完了後の補助金確定にあたって、補助対象設備や帳簿類の確認ができない場合については、当該設備に係る金額は補助対象外となります。
- ・ 補助金の支払いは、補助対象経費のうち、「支出済みの経費のみ」が対象となります。
- ・ 交付決定を受けた経費については、その支払が完了した後に、実績報告書及び支払を証明する書類等を、定められた期日までに提出しなければ補助金は受け取れません。
- ・ 申請時に想定し得なかったやむを得ない理由等により、補助対象期間内に納品や支払いが完了しない場合は、速やかに事務局までご連絡ください。
- ・ 実績報告を受けて補助事業の内容を精査した結果、補助対象外の経費が判明した場合は、実際に受け取る補助金額が交付決定額から減額となりますので留意ください。

10. 補助事業執行状況報告

本事業に関係し、報告等を求めた場合には、調査に協力をしなければなりません。報告が行われない場合には、補助金の交付取消・返還等を求める場合があります。

11. 補助金の返還

補助金の交付後、次のいずれかに該当する場合には、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還が必要となる場合があります。

- ア 高知県補助金等交付規則及び令和 8 年度トラック物流効率化支援事業費補助金交付要綱の規定に違反したとき。
- イ 補助金を交付の目的以外に使用したとき。
- ウ 正当な理由がなく交付要綱の規定による報告をせず、又は交付要綱の規定に基づく調査を拒んだため補助事業の内容を確認することができないとき。
- エ 補助事業者が交付要綱別表第 2 に掲げるいずれかに該当したとき。
- オ その他、知事が不適当であると認めたとき。



【オについて 物価高騰対策事業】

補助金交付後に賃上げ状況報告書（賃上げ後）の提出があり、給与支給総額の増加目標が達成できていない場合は、以下の金額について返還を求めます。

※実績報告時に賃上げ状況報告書（賃上げ後）の提出があり、給与支給総額の増加目標が達成できていない場合、補助金は不支給となります。

①賃上げ要件 3.6%以上未達、1.5%以上達成の場合

車両サイズごとに、補助金額差額の不支給。

例：大型トラック 330 万円－250 万円＝80 万円

②賃上げ要件 1.5%以上未達の場合

補助金額の全額を不支給

12. 取得財産の管理及び財産処分の承認申請

- (1) 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用が増加した財産等について、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって適正に管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければなりません。
- (2) この補助事業で取得し、又は効用の増加した財産を、処分制限期間において処分（取り壊し、廃棄、転用、貸付け、譲渡、交換、担保に供する処分）する際には承認が必要となりますので、必ず事前に事務局までご連絡のうえ、「取得財産の処分承認申請書（別記第 9 号様式）」を提出してください。
- (3) 事前承認が必要なものは、取得価格又は効用の増加価格が単価 50 万円以上（税抜）の車両です。
- (4) 処分制限期間とは、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）」が定める期間を指します。

- (5) 事業実施年度以降においても、処分制限期間が満了するまでは事前に承認が必要になります。
- (6) 承認を受けて財産処分する場合、残存簿価相当額又は時価（譲渡額）により、当該処分財産に係る補助金額を限度に納付しなければなりません。
- (7) 承認を得ずに処分を行った場合、補助金交付決定の取り消しや返還の対象となります。

13. 重要説明事項（補助事業者の義務等、交付決定後に遵守すべき事項）

- (1) 本補助金の取扱い及び書類の保存義務について
 - ・本補助金は国の交付金を財源として活用しているため、国の会計検査院による会計検査の対象となります。令和 13 年度末（補助事業が完了した日の翌年度から 5 年間）までは、補助事業に係る帳簿及び証拠書類、取得した物件等を、会計検査院の求めに応じていつでも閲覧に供せるよう保存しておいてください。
 - ・補助事業完了後に会計検査院が実地検査に入る場合があります。この検査により、適切でない支出と認められた場合には、補助金の返還を求められることがあり、これに従う必要があります。
 - ・検査の際に違反行為が発覚した場合には、加算金を賦した上、補助金の返還等の措置がなされるとともに、不正を行った企業名が公表される場合があります。さらに、悪質性が認められた事案については、警察に告訴される場合もあります。
 - ・補助事業者が、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）」等に違反する行為等（例：他の用途への無断流用や、虚偽報告等）を行った場合には、補助金の交付取消・返還、不正の内容の公表等を行うことがあります。
- (2) 交付決定の取り消しによる返還加算金や返還延滞金について
 - ・申請要件に該当しない事実や不正の発覚により、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合、当該取り消しに係る部分の返還を命じた時は、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、返還すべき補助金の額に 10.95%の割合で計算した額（加算額）を支払うことになります。
 - ・補助金の返還を命じたにもかかわらず、返還すべき補助金及び加算金の全部又は一部が納付されなかった時は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額に対して、10.95%の割合で計算した額（延滞金）を支払うことになります。
- (3) 補助対象期間について
 - ・「補助金交付決定通知書」に記載した日が交付決定日になります。この日以降に事業を開始してください。
- (4) 事業実施に係る経理・財産管理書類について
 - ・補助事業の実施にあたっては、専用の通帳の作成や収支を記載した帳簿を備えるなど、事業の収支を管理し、補助対象経費を明確にして、経費の証拠書類（見積書、納品書、請求書、支払を証明する書類等）を整備してください。
 - ・補助事業により取得した単価 50 万円（税抜）以上の車両は「処分制限財産」に該当しますので、耐用年数を経過するまでは、備品（固定資産）台帳などで適切に管理してください。

(5) 個人情報の使用目的について

- ・本補助金は、国の交付金を受けて県が実施しているものであるため、提供いただいた個人情報については、補助金の適正な執行のために国に共有することがありますのでご了承ください。

14. その他

- (1) 補助事業の進捗状況等の確認のため、事務局又は県が実地検査を行う場合があります。また、補助事業者は、本事業の遂行及び収支の状況について、事務局から要求があった時は速やかに遂行状況を報告しなければなりません。
- (2) その他、補助事業の申請や執行にあたって、本公募要領や交付要領、ウェブサイト等の案内に記載のない事項については、事務局又は県からの指示に従うものとします。
- (3) 本事業において知的財産権が発生した場合は、その権利は事業者に帰属します。
- (4) 本補助金のうち、固定資産の取得に充てるための補助金については、圧縮記帳が認められます。

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成 22 年高知県条例第 36 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条 第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第 18 条又は第 19 条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。